

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	こども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

牧之原市は、こども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

こども医療費助成に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

牧之原市

公表日

令和8年8月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	こども医療費助成に関する事務
②事務の概要	牧之原市こども医療費助成要綱に基づき、 受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給者の申請管理に関する情報照会 ②受給者の支給決定事務に関する情報照会 ③受給者の所得区分等の判定に必要な所得等の要件照会 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー Public Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

こども医療費助成受給者ファイル
宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第2項 ・牧之原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の1 市長の項 ・番号法19条6号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号 特定個人情報保護委員会規則第3号第2条 牧之原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の1 市長の項 (情報提供の根拠) なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	牧之原市 福祉こども部 子ども子育て課
②所属長の役職名	福祉こども部長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県牧之原市静波991番地1 牧之原市役所 福祉こども部 子ども子育て課 0548-23-0071
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県牧之原市静波991番地1 牧之原市役所 福祉こども部 子ども子育て課 0548-23-0071
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を徹底している。また、申請書等の受付、審査事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードと静脈認証によって限定されているため、アクセス権限の適切な管理がされている。 また、本人情報の取扱いに関して、複数人での確認を行うようにしている。申請書等の保管については施錠できる書棚や書庫での保管をし、廃棄する際には溶解処理を行うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月23日	評価書名	乳幼児医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	こども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	事後	名称変更のため
令和6年7月23日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	牧之原市は、乳幼児医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	牧之原市は、こども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	名称変更のため
令和6年7月23日	特記事項	乳幼児医療費助成に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	こども医療費助成に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	名称変更のため
令和6年7月23日	I-1-①事務の名称	乳幼児医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	こども医療費助成に関する事務	事後	名称変更のため
令和6年7月23日	I-2 特定個人情報ファイル名	乳幼児医療費助成受給者ファイル	こども医療費助成受給者ファイル	事後	名称変更のため
令和6年7月23日	I-④-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第9号 特定個人情報保護委員会規則第3号第2条 牧之原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の1 市長の項 (別表第二における情報提供の根拠) なし	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号 特定個人情報保護委員会規則第3号第2条 牧之原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の1 市長の項 (情報提供の根拠) なし	事後	記載訂正のため
令和7年1月28日	IIしきい値判断項目-1 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	時点見直し
令和7年1月28日	IIしきい値判断項目-2 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	時点見直し
令和7年1月28日	IV8人手を介在させる作業		項目追加	事後	様式変更のため
令和7年1月28日	IV11もっとも優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	様式変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月17日	I-1-② 事務の概要	牧之原市こども医療費助成要綱に基づき、受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給者の申請管理に関する情報照会 ②受給者の支給決定事務に関する情報照会 ③受給者の所得区分等の判定に必要な所得等の要件照会 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	牧之原市こども医療費助成要綱に基づき、受給者の申請管理、支給決定処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給者の申請管理に関する情報照会 ②受給者の支給決定事務に関する情報照会 ③受給者の所得区分等の判定に必要な所得等の要件照会 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	令和9年度から開始するPMHに対応するための変更
令和8年8月17日	I-1-③ システムの名称	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー Public Medical Hub(PMH)	事前	令和9年度から開始するPMHに対応するための変更
令和8年8月17日	I-3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第2項 ・牧之原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の1 市長の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第2項 ・牧之原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の1 市長の項 ・番号法第19条6号	事前	令和9年度から開始するPMHに対応するための変更
令和8年8月17日	Ⅱしきい値判断項目-1 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和8年7月31日 時点	事前	令和9年度から開始するPMHに対応するための変更
令和8年8月17日	Ⅱしきい値判断項目-2 いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和8年7月31日 時点	事前	令和9年度から開始するPMHに対応するための変更